

令和 5 年 1 月 23 日

株式会社 相 愛 行動計画(第七回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日

2 内容

目標 1 年次有給休暇の 1 人当たりの平均取得率を 7 割以上とする。

<対策>

- ① 令和 3 年度末時点での平均取得率 63.8%を計画期間中に 7 割以上となるよう目指す。
- ② 令和 5 年 2 月度の朝礼にて再度下記の通知を行う。
 - ・有給休暇取得率の向上に対して就業規則を改定し、半日単位・時間単位の取得が可能なこと。
- ③ マイホリデー（本人・子供・配偶者の誕生日、結婚記念日など）における休暇の取得を呼びかける。

目標 2 子どもが生まれる際の父親の休暇取得促進の周知

<対策>

男性従業員に子どもが生まれる際、特別休暇を取得できることを毎年 4 月度の朝礼にて再度通知を行う。

目標 3 ノー残業デー実施の周知

<対策>

- ・4 月～10 月の毎週水曜日と 11 月～3 月の第一、第三水曜日を「ノー残業デー」として設置し、朝礼及び web スケジュール等で周知する。
- ・メールの署名部分にノー残業デーの実施日を記載し、外部的にも周知する。

令和5年4月25日

株式会社 相 愛 行動計画（第1回）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1 計画期間 令和6年5月1日から令和9年6月30日

2 目標

目標：短時間勤務の利用実績を男女ともに対象となる層の50%以上とする。

3 取り組み内容

令和6年5月～ 過去3年間の短時間勤務の利用実績を確認

令和6年6月～ 全社員を対象に短時間勤務制度について周知する

以後、毎年4月に実績を確認し、5月の朝礼で再度制度について周知する